

令和7年度 就学援助制度のお知らせ

学校でかかる費用の一部を援助します

金沢市では、お子様の小・中学校就学について、経済的な理由でお困りの方に、就学に必要な費用の一部を援助しています。

援助を希望される方は、この説明書をお読みのうえ申請してください。

申請期限 令和7年5月7日（水）まで

※これ以降に申請した場合は、認定されても、申請の翌月分から援助の対象となります。

- 昨年度認定されていた方で、引き続き援助を希望される方も、毎年度申請が必要です。
- お子様の通学する学校ごとにそれぞれ申請書の提出が必要です。
(同じ学校に通学するお子様については、1枚の申請書でまとめて申請できます。)

新1年生の保護者様へ

- 新入学学用品費の入学前支給を受けられた方も、以下の入学後の就学援助を希望される方は申請が必要です。

1. 援助の内容

援助項目	支 給	内 容		支給時期（予定）
学用品費等	年額 小1 13,230円 小2～6 15,500円 中1 25,040円 中2～3 27,310円	学用品費、通学用品費（1年生は除く）、宿泊を伴わない校外活動費		第1期分（4～8月）：8月末 第2期分（9～12月）：10月末 第3期分（1～3月）：1月末
新入学学用品費	小1 57,060円 中1 63,000円	入学後支給（小・中1年生） 4月認定の小学校1年生・中学校1年生対象 前年度に新入学学用品費の入学前支給を受けた場合は対象外		8月末
	小6 63,000円	入学前支給（小6年生） 金沢市に住所がある小学校6年生で金沢市内の中学校に就学予定の方（令和8年2月1日時点で認定を受けている方に限る）		3月末
校外活動費	実費 (上限あり)	認定月以降に宿泊を伴う校外活動に参加した場合の交通費、見学・入場料		学校より実績報告があつた時の次の支給時期
修学旅行費	実費	認定月以降に修学旅行に参加した場合の交通費、宿泊費、見学・入場料		学校より実績報告があつた時の次の支給時期
体育実技用具費	実費 (上限あり)	小学校4～6年生 中学校1～3年生 スキーレンタル料		3月末
	中学校1年生	柔道・剣道用具購入費（授業実施校に限る）		1月末
通学費	実費	住所地の指定校にバス・電車で通学する場合で、片道の通学距離が小学生4km以上、中学生6km以上に限り対象 (指定校変更等により、住所地の指定校以外の学校へ通学する場合は対象外)		第1期分（4～7月）：8月末 第2期分（8～12月）：10月末 または1月末 第3期分（1～3月）：3月末
学校給食費	実費	保護者が負担する給食費実費に直接充当		第1期分は、支払のあつた実費相当額を8月末に支給
医療費	実費	う歯（むし歯）、慢性副鼻腔炎、アデノイド、中耳炎、寄生虫病、白せん、疥せん、膿瘍疹、トラコーマ、結膜炎		教育委員会より医療機関へ支払

※国・県・私立の学校の児童生徒の保護者は通学費、学校給食費および医療費の援助を受けることはできません。

2 対象者

金沢市内の小・中学校に在学する児童・生徒の保護者で、教育委員会が認定基準（3ページ参照）に該当すると認定した方

3 申請方法

- (1) 提出書類 「令和7年度就学援助申請書」
記入例は4ページ
・1枚の申請書で、同じ学校に通学するお子様についてまとめて申請できます。
・小学校と中学校にお子様がいる場合は、学校ごとにそれぞれ申請書を提出してください。
- (2) 添付書類 申請者の状況に応じて異なります。 下記「添付書類について」をお読みください。
- (3) 振込口座 申請者（保護者）本人の個人名義の普通預金口座をご記入ください。
・昨年度申請した方も、口座変更の有無に関わらず記入してください。
・申請書を2校以上に提出する場合も、同一口座を記入してください。
- (4) その他 令和6年（2024年）分の所得の申告をしていない方は、所得の申告を済ませてください。
未申告の場合は、審査できない場合があります。

提出締切 令和7年5月7日（水）まで

上記期限後であっても、年度の途中で新たに申請の必要が生じた場合は、令和8年2月まで申請を受け付けています。認定された場合、原則、受付月の翌月分から支給対象となります。

提出先 お子様が通学する学校 または 金沢市教育委員会教育総務課 ※郵送可

添付書類について

申請書を2校以上に提出する場合は、1枚の申請書のみに添付し、その他の申請書の添付書類添付欄にその旨ご記入ください。

		添付書類の省略について	添付書類(左記以外の方)
(1)	個人番号確認書類	<input type="checkbox"/> 平成28年度(2016年度)以降申請したことのある方 <input type="radio"/> 兄・姉で申請していた方 <input type="radio"/> 新入学学用品費の入学前支給を申請した方も添付不要	<p>添付不要</p> <p>申請者本人の下記のいずれか1つの写し <input type="checkbox"/> 個人番号カード(裏面) </p> <p>その他 <input type="checkbox"/> 個人番号が記載された住民票 <input type="checkbox"/> 個人番号が記載された住民票記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 通知カード (記載された氏名、住所等が住民票の記載事項と一致する場合)</p>
(2)	本人確認書類	<input type="checkbox"/> 平成28年度(2016年度)以降申請したことのある方 <input type="radio"/> 兄・姉で申請していた方 <input type="radio"/> 新入学学用品費の入学前支給を申請した方も添付不要	<p>添付不要</p> <p>申請者本人の下記のいずれか1つの写し <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード(表面) </p> <p><input type="checkbox"/> 旅券(パスポート)の写真のページ <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(写真付き) <input type="checkbox"/> 写真付き社員証 <input type="checkbox"/> 写真なし社員証等 <input type="checkbox"/> 写真付き資格証明書</p> <p>※ 上記書類の写しの添付が困難な場合は、下記のいずれか2つの写し <input type="checkbox"/> 公的医療保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(写真なし) <input type="checkbox"/> 源泉徴収票、国税や地方税の領収証書、納税証明書</p>
(3)	口座確認	<input type="checkbox"/> 前年度受給していた方で口座に変更のない方	<p>添付不要</p> <p><input type="checkbox"/> 振込先口座預金通帳(申請者本人のもの)の見開き1ページ目の写し (銀行名・支店名または支店番号・口座番号・名義人欄が確認できる部分) ※通帳がない場合は、上記4項目がわかる書類 例:キャッシュカードの写し、インターネットバンキング画面の写し、「口座番号のお知らせ」等</p>
(4)	その他		<p>3ページの4認定基準(2)のいずれかに該当する方のみ <input type="checkbox"/> 該当理由ごとの必要添付書類</p>

※ その他、審査のため必要となる書類がある場合、教育総務課から申請者へ連絡させていただくことがあります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）および金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に基づき、就学援助の認定に関する事務にマイナンバーを利用します。

4 認定基準

(1) 所得額による認定

令和6年(2024年)中の所得額（注1）（世帯全員の合計所得額）が、教育委員会の定める基準額（※）以下の方
（注1）所得額とは、給与所得者は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」です。事業所得者は、収入から必要経費を差し引いた後の金額です。

（※）基準額の目安 この所得額は目安です。世帯員の年齢や構成等によって異なります。

世帯構成	3人世帯 父、母、子（小学生）	4人世帯 父、母、子2人（中学生、小学生）	5人世帯 父、母、子3人（中学生、小学生、就学予定児童）	6人世帯 父、母、子2人（中学生、小学生）、祖父、祖母
所得額	257万円程度以下	334万円程度以下	376万円程度以下	434万円程度以下

（参考）給与所得者の上記所得額は、「給与等の収入金額の合計額」にすると下記のようになります。

給与等の収入 金額の合計額	377万円程度以下	473万円程度以下	526万円程度以下	598万円程度以下

(2) その他 上記所得額での認定以外であっても、次のいずれかに該当する方

該当理由	必要添付書類（写し可）
前年度または今年度に	
1. 生活保護を停止または廃止された方	－ 証明書類の添付は不要です。
2. 市民税を減免された方	<input type="radio"/> 市民税・県民税 税額変更通知書
3. 個人事業税を減免された方	<input type="radio"/> 個人事業税減免決定通知書
4. 固定資産税を減免された方	<input type="radio"/> 固定資産税賦課決定通知書
5. 国民年金保険料を免除された方	<input type="radio"/> 国民年金保険料免除申請承認通知書
6. 国民健康保険料を減免された方	<input type="radio"/> 国民健康保険料更正・決定通知書
7. 生活福祉資金の貸付を受けている方	<input type="radio"/> 生活福祉資金貸付決定通知書
申請時現在	
8. 児童扶養手当を受給されている方	－ 証明書類の添付は不要です。 (金沢市外で受給されている場合は、児童扶養手当証書)
9. 職業安定所（ハローワーク）登録の日雇労働者	<input type="radio"/> 雇用保険被保険者手帳の公共職業安定所長印が押印されているページ
10. 生活保護を受けている方 ※援助内容は、修学旅行費に限ります。	－ 証明書類の添付は不要です。

※ 上記認定基準（1）（2）にかかわらず、今年に入って、保護者の失業、世帯状況の変化（死亡、離婚等）など経済的な理由で、就学が困難になった場合はご相談ください。

5 審査結果について

審査の結果は7月下旬（予定）に申請者あてに送付します。

なお、就学援助の支給に関する事務処理等のため、学校長へも通知します。

6 援助金の支給方法等

原則として申請者（保護者）の口座へ振り込みます。（給食費、医療費を除く）

ただし、①前年度において学校集金を納入していない、②当該年度において学校集金を指定の期日までに学校へ納付しなかった、以上の場合には申請時に承諾しているとおり、学校長を経由して支給します。

（1）給食費 保護者が負担する給食費実費に直接充当します。

ただし、認定期間のうち支払済の給食費がある場合は、納付した方の口座へ返金します。

納付書払いの場合は、申請者（保護者）の口座へ振り込みます。

（2）医療費 治療開始前に必ず、学校から“治療の指示”と「医療券」の交付を受けてください。

治療の際、医療機関へ「医療券」を提出してください。支払は教育委員会から医療機関へ行います。

就学援助の申請をされ、審査結果が出る前に医療券の交付を受けたい場合も、学校にご相談ください。

ただし、認定されなかった場合には、治療費を医療機関にお支払いいただく必要があります。

※ 認定された時期等により、支払いが支給時期に間に合わなかった場合は、次の支給時期にまとめて支払います。

7 就学援助の認定取消

就学援助費を、その目的以外の為に使用した時、または、虚偽の申請をした時は、認定を取り消します。

令和7年度 就学援助申請書

記入例

令和7年4月20日(提出日)

以上7点について、承諾の上申請します。

申請者 (保護者)	住所	〒920-XXXX 金沢市柿木島1番1号 アパート柿木島101号																														
	*令和7年 1月1日の住所	※令和7年1月2日以降に市外から転入した方のみ																														
	氏名	(署名又は記名押印) 金沢 太郎							個人番号(マイナンバー)		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1																					
	自宅電話	076 - 220 - XXXX							携帯電話	090 - XXXXX - XXXX																						
学校名	柿木島 小学校 中							※前年度以前に記入していない方のみ 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3																								
同じ学校に通うお子様について記入																																
児童生徒	2年	1組	姓	カナザワ	名	イチロウ	H	XX	年	X	月	X	日	有	無	※前年度以前に記入していない方のみ 4																
	1年	1組	姓	カナザワ	名	ジロウ	H	XX	年	X	月	X	日	有	無	※前年度以前に記入していない方のみ 5																
	上記「児童生徒」欄に記入したお子様については、この欄は記入不要																															
世帯状況	氏名				保護者との続柄		生年月日				勤務先・学校				個人番号(マイナンバー) ※前年度以前に記入していない方のみ																	
	金沢 太郎				保護者本人		S	H	XX	X	X	(株)○○会社																				
	金沢 花子				金沢太郎妻		S	H	XX	X	X	無し				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					
金沢 梅子				子		訂正する場合は、訂正署名 (申請者のフルネーム)を記入														○小学校○年○組	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
他の学校のお子様については、別に申請書を提出																																
住宅形態	1自家	2借家・アパート等	(番号を○で囲む)														ゆうちょ銀行の場合は 「店名」(漢数字3桁)を記入															
	申請者の口座を記入してください。*前年度受給していた方も、必ず記入してください																															
	○ ○		× ×	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○							
振込希望口座	申請者本人以外の成年の世帯員全員(ただし、未成年でも収入のある世帯員は記入してください。) (宛先) 金沢市教育委員会 (各自署名又は記名押印してください。)																申請者本人「以外」の「成年の世帯員」全員の署名(または記名押印)															
	氏名 金沢 花子																氏名															
	税保険承諾書類等																															

中学校3年生の保護者様へ

令和7年度 教育援護の申請について(お知らせ)

金沢市生活支援課

1. 教育援護とは

修学旅行等校外活動経費の一部を援助する制度です。就学援助とは異なる制度ですので別に申請が必要です。

2. 申請できる方

申請時に次の①～③の要件を全て満たす方

①金沢市内在住の保護者 ②就学援助の受給者(申請者) ③中学校第3学年のお子様がいらっしゃる方

3. 申請の方法

中学校第3学年のお子様の就学援助申請書裏面上段の教育援護申請書に、住所・氏名を記入し、提出してください。

4. 支給額等

1人につき4,000円を1月に就学援助費と同じ口座に振り込みます。

教育援護についてのお問い合わせ	〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市 生活支援課	電話(076)220-2292 FAX(076)220-2532
-----------------	-------------------------------------	-------------------------------------

就学援助についてのお問い合わせ

金沢市教育委員会教育総務課

TEL (076) 220-2477 FAX (076) 260-7195

E-mail kyouiku_s@city.kanazawa.lg.jp

〒920-8577 金沢市柿木島1番1号(金沢市役所第二本庁舎1階)

ホームページ

申請書のダウンロード等について
はこちから

いいね金沢 就学援助

検索

二次元コード